

学校運営ガイドライン

長岡京市教育委員会

令和4年9月27日

(令和4年6月1日版より改訂)

1. 基本的な感染症対策の考え方

- (1) 3つの密（密閉・密集・密接）の回避
- (2) 人との間隔が十分とれない場合のマスクの適切な着用
- (3) 手洗い等の手指衛生
- (4) こまめな換気

2. 基本的な感染症対策の実施

- (1) 感染源を絶つ
 - ①発熱や咳等の症状がある場合等には登校しないことの徹底
 - ②登校時の健康状態の把握

- (2) 感染経路を絶つ
 - ①手洗い
 - ②咳エチケット
 - ③清掃・消毒

- (3) 身体全体の抵抗力を高める
 - ①十分な睡眠
 - ②適度な運動
 - ③バランスのとれた食事

3. 集団感染のリスクへの対応

- (1) 「密閉」の回避（換気の徹底）
- (2) 「密集」の回避（身体的距離の確保）
- (3) 「密接」の場面への対応（マスクの着用）

4. 具体的な感染症予防対策等について

上記1～3及び活動場面ごとの具体的な感染症予防対策等については、

文部科学省『学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル
～「学校の新しい生活様式」～（2022.4.1 Ver8）』

に則って実施します。

5. その他 学校生活

(1) 教科

①全般

- ・教師が個別指導する場面や児童生徒同士が会話する活動（ペアワーク・グループ活動等）を行う場合は、感染症対策をとった上で行う。
- ・楽器、器具、道具等を共有する場合は、使用前後の手洗いもしくは手指消毒を行う。

②理科

- ・児童生徒同士が近距離で活動する実験や観察は、感染症対策をとった上で行う。

③家庭科、技術・家庭科

調理実習については、以下の感染症対策を徹底する。

- ・調理実習の前後に、手洗い及び手指消毒を行う。
- ・実施前に器具や用具の消毒を行う。また、共用で使用する場合は、使用前後に手洗いを行ったり、使い切り手袋を使ったりする。
- ・食材については、必ず加熱する。

④体育科

- ・体育の授業時は、マスクの着用は必要ない。（運動場・体育館ともに）
- ・密集する運動や児童生徒が近距離で組み合ったりする活動については、感染症対策を取った上で行う。
- ・授業後の手洗いもしくは手指消毒を実施する。

(2) 給食

- ・前を向いて食べ、会話をしない（黙食）。
- ・配膳台は事前に消毒をする。
- ・児童生徒は、石けん液等を使って手を洗う。
- ・給食当番は、事前に健康状態を確認し、手の消毒を行う。
- ・配膳方法については、密集しないように工夫する。

(3) 部活動

- ・感染症対策を講じた上で行う。
- ・部活動開始前に、顧問が健康観察を実施する。（発熱、体調不良等の生徒は下校させる。）
- ・活動前後の手洗いを実施する。
- ・教室、体育館での活動は、窓や入り口を開放してこまめに換気を行う。

(4) 来校者

- ・来校時には、手洗いや消毒、マスクの着用等の感染症対策をお願いする。
- ・本人だけでなく、家族に発熱や風邪の症状がある場合も来校をご遠慮いただく。

(5) 熱中症対策

- ・熱中症を予防する観点（特に熱中症リスクが高い夏場）から、熱中症対策を優先し、マスクの着用は必要ないことを指導する。

(6) その他

- ・学校生活の中でのマスクの着用については、さまざまな事情により、着用できない児童生徒や、マスクをはずせない児童生徒がいるため、マスクをしないことやマスクをはずせないことで、いじめや差別につながらないように指導する。

参考資料

- ・学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～（2022.4.1 Ver8）
【文部科学省（令和4年4月1日）】
- ・学校生活における児童生徒等のマスクの着用について
【文部科学省（令和4年5月24日）】
- ・夏季における児童生徒のマスクの着用について
【文部科学省（令和4年6月10日）】
- ・新型コロナウイルスの感染拡大を防止するための換気の徹底及びその効果的な実施について
【文部科学省（令和4年9月2日）】

※ガイドラインは状況等に応じて改訂を行うものとする。